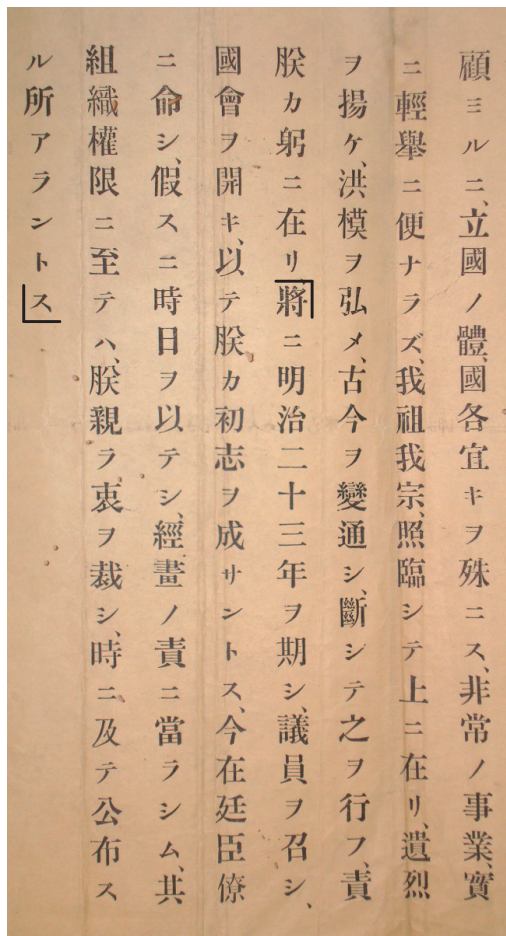


国会開設の勅諭



(四行目から)

将(まさ)ニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ、國會ヲ開キ、以テ朕カ初志ヲ成サントス、今在廷臣僚(しんりょう。多くの役人)ニ命シ、仮ス(仮に与える)ニ時日ヲ以テシ、經畫(計画)ノ責ニ當ラシム、其組織權限ニ至テハ、朕親(みづか)ラ衷(ちゆう)ヲ裁シ、時ニ及テ公布スル所アラントス

* 県史編纂所史料1929「国会開設言明の勅諭」の国会開設、欽定を述べた部分

解説

1880(明治13)年に大坂で国会期成同盟が発足すると、憲法論議も高まりをみせ、各地で私擬憲法が作られるなど、自由民権運動は新たな段階に入りました。

政府内でも、イギリス流の議院内閣制にもとづく憲法の制定と国会の早期開設を主張する大隈重信と、ドイツ流の君主大権をのこした憲法を範とし、立憲政体の整備は漸進的に進めるべきだとする伊藤博文が対立しました。

翌年、開拓使官有物払下げ事件が明るみになると、伊藤らは大隈を政府から追放するとともに(明治十四年の政変)、10年後に国会を開設することを約束して政府批判の鎮静化をはかろうとしました。

「国会開設の勅諭」(写真)は、明治天皇が、①1890(明治23)年を期して議員を召して国会を開設すること、②その組織や権限は自ら定めて公布する(欽定憲法)こと等を表明したものです。

この勅諭により、政府は政局の主導権を取り戻しましたが、一方で自由民権運動は国会に向けた政党の結成に向かいました。